

簡易専用水道のしおり

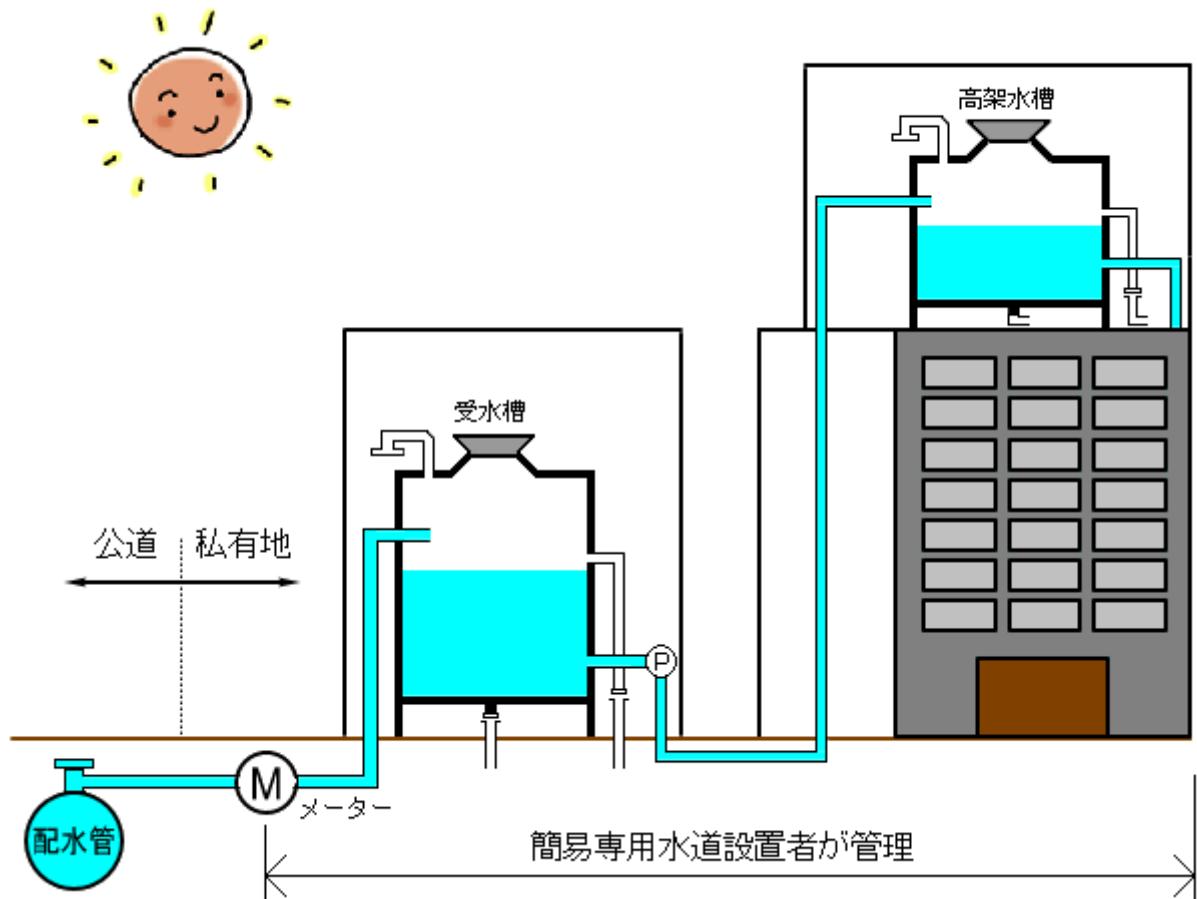
小山市

はじめに

ビル、マンション、大規模店舗、事務所、学校、病院などの水道水はどこを通って給水栓まで供給されているのでしょうか？

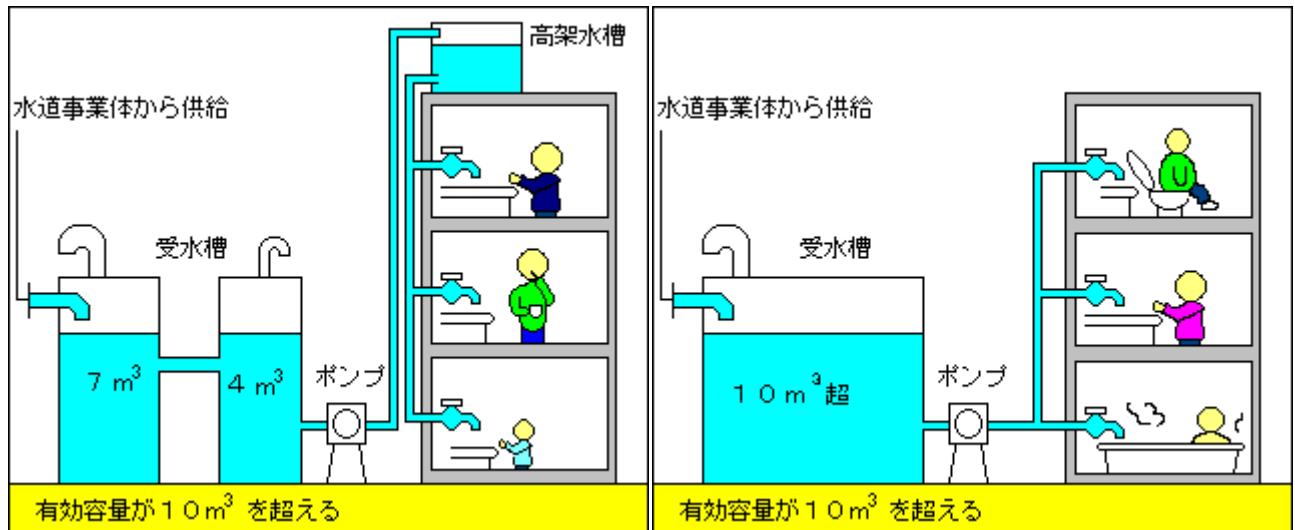
ほとんどの施設では、市町村の水道水を受水槽と呼ばれる飲料用水槽に受けてから利用しています。

このような施設では、管理が十分でないと水道の水が汚れる場合があります。そこで、有効容量10m³を超える大きさの受水槽を持つ施設は、簡易専用水道という名称で定義され、水道法の規制を受けています。



●簡易専用水道とは

- 市町村や水道企業団などの水道事業から受ける水のみを水源とし、
- その水をいったん受水槽に溜めた後、建物に飲み水として供給する施設で、
- 受水槽の有効容量の合計が 10 m^3 を超えるものを言います。



●受水槽から先の部分が簡易専用水道です

受水槽の有効容量が 10 m^3 を超えても、

- まったく飲み水として使用しない場合（工業用水、消防用水など）
- 地下水（井戸水）を汲んで受水槽に溜めている場合は、簡易専用水道ではありません。
※ただし、地下水（井戸水）を汲んで受水槽に溜め、飲料水として使用している場合は、「専用水道」として別の規制を受ける場合があります。詳しくは、地域を管轄する健康福祉センターに相談してください。

●水槽の管理義務

簡易専用水道の設置者の方は、次の事項の管理を行ってください。設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する人を決め、適切な管理を行ってください。

1 水槽（受水槽・高架水槽）の清掃

年に一回以上の水槽の清掃を行ってください。

水槽の清掃は、専門的な知識、技能を有する者に行わせるのが望ましいとされています。

なお、具体的には、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けた者の活用を図ることが望ましいでしょう。

詳しくは、地域を管轄する健康福祉センターに相談してください。



2 水槽（受水槽・高架水槽）の点検

月1回程度の水槽及びその周囲の点検を行ってください。

地震や大雨などがあった時にも点検を行ってください。

水槽の点検（受水槽・高架水槽） 点検日 年 月 日

点検項目	点検内容
①周辺は清潔か	ほこりやゴミ、鳥の糞、雑草、油缶その他不要な物は周辺から取り除いてください。
②水槽にヒビ割れがないか	漏水や雨水・汚水の混入の原因になります。
③汚水などに汚染されていないか	マンホール蓋を開けて槽内の水を観察し、濁りや異臭がないか確認してください。
④水槽内に異物の混入がないか	水面や水中に異物（昆虫や小動物、器具部品の一部など）はありませんか？
⑤マンホールの施錠は完全であるか	鍵がないと、自然に蓋が開いてしまい、雨水が混入する場合があります。また、水槽にいたずらされるおそれもあります。
⑥オーバーフロー管、通気管の防虫網は完全であるか	網目2mm以下の防虫網で昆虫や小動物の侵入を防ぎます。

3 給水栓における水質検査

給水栓（蛇口）における水の色、濁り、臭い、味を毎日確認してください。

残留塩素については、栃木県では週に一度測定するよう指導しております。

また、水質に異常があった場合は、水質検査の専門機関に依頼して、必要な項目の検査を行ってください。

無色透明のガラス製コップで、毎日直接確認を！

色
味
臭い
よし！
よし！
よし！



4 給水停止、利用者への周知

供給する水が人の健康を害するおそれがあるとわかったときは、

- ただちに給水を停止し、
- その水を飲まないよう、利用者に知らせ、
- 地域を管轄する健康福祉センターに通報しなければなりません。

5 書類の整理

次のような書類を整備し、保管管理してください。

- ・ 設備の配置、系統を明らかにした図面。
- ・ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- ・ 水槽の掃除の記録、水質検査の記録等の帳簿類（3年間保存）
- ・ 簡易専用水道の検査結果書（3年間保存）



●検査機関による検査

設置者の方は、年1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、簡易専用水道の管理についての検査（有料）を受けなければなりません。

この検査は、施設の衛生状態や図面・書類を主にチェックします。

主な検査内容は次のとおりです。

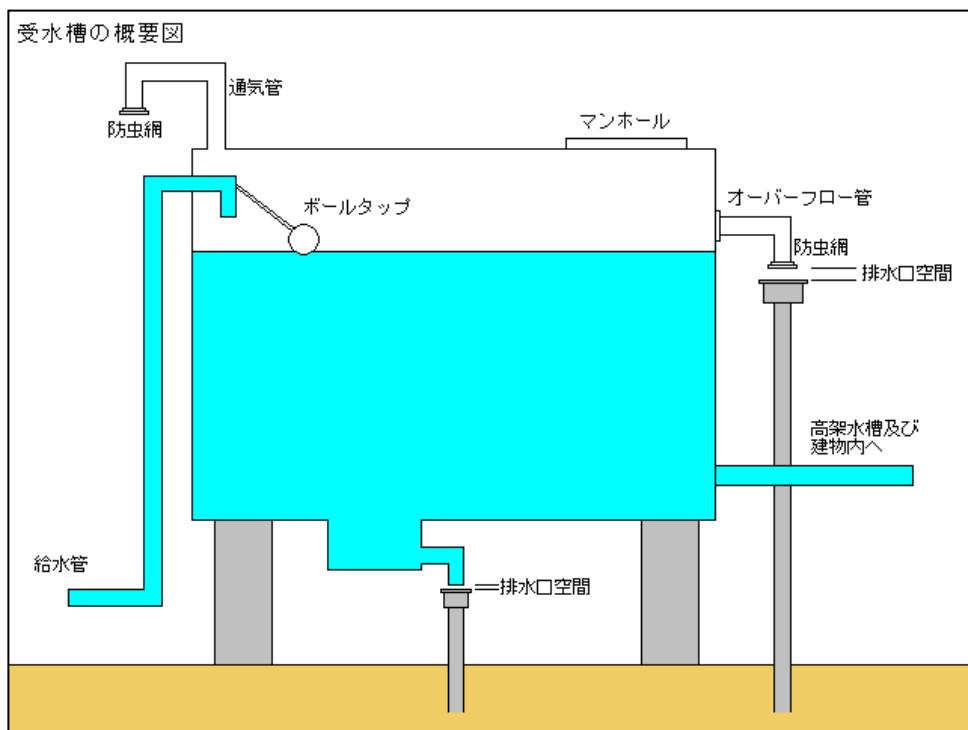
- ① 施設の外観検査：受水槽、高架水槽及びその周辺の状況についての検査。
- ② 水質検査：給水栓における水について、臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査。
- ③ 書類検査：水槽清掃の記録、水槽点検記録、水質検査記録、検査結果書の保存状況、給水設備の図面等の検査。

検査を怠った設置者の方は、指導を受けるばかりでなく、罰則が適用されることもありますので、注意してください。

また、検査機関から衛生上問題のある旨の指摘を受けた場合は、直ちに地域を管轄する健康福祉センターに届け出してください。

なお、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に関しては、厚生労働省水道課のホームページの水质検査機関登録の中の「簡易専用水道検査機関登録簿」をご覧ください。

(各登録機関の簡易専用水道の管理の検査を行う区域に注意してください。)



簡易専用水道に係る問合せ先

名 称	住 所	所轄市町村	電 話
県東健康福祉センター	〒321-4305 真岡市荒町2-15-10	益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-3321
県南健康福祉センター	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	上三川町	0285-22-0302
県北健康福祉センター	〒324-8585 大田原市住吉町2-14-9	那珂川町	0287-22-2257

注) 全ての市及び壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町については、権限が移譲されているため、その市町に問合せをしてください。

●関係法令抜粋

【水道法】

(用語の定義)

第3条第7項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

(簡易専用水道)

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(検査の義務)

第34条の3 前条第2項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(改善の指示等)

第36条第3項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に關し、清掃その他の必要な措置を探るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることができると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるととも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条第3項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

九 第37条の規定による給水停止命令に違反した者

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

八 第34条の2第2項の規定に違反した者

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第52条から第53条の2まで又は第54条から第55条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【水道法施行令】

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

【水道法施行規則】

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。

二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。